

# 江戸川区ソフトテニス連盟規約

## 第1章 総則

### 第1条（目的等）

- (1) 江戸川区ソフトテニス連盟（以下「本連盟」という。）は、ソフトテニス技術の向上と団体相互の親睦融和等を通じて、区民の体育の向上及び健全なる心身陶冶を図ることを目的とする。
- (2) この規約に定めがない事項については、なお従前の例による。

### 第2条（住所）

本連盟の住所は、その理事長の自宅所在地にあるものとする。

## 第2章 事業

### 第3条（本連盟の事業）

本連盟は、第1条の目的遂行のため、次に掲げる事業を行う。

- ① 各種大会の開催及び運営
- ② 各種ソフトテニス教室の開催及び運営
- ③ 各種対抗試合への本連盟所属選手の派遣
- ④ 江戸川区体育会及び江戸川区との連携事業
- ⑤ ソフトテニスの普及及び発展のための各種活動
- ⑥ 前各号に掲げるもののほか、本連盟運営上必要と認められる事業
- ⑦ 前各号に附帯する一切の事業

## 第3章 連盟運営の指針

### 第4条

本連盟は、本連盟に加盟する団体及び個人等のソフトテニス愛好者の総意に基づき運営されるものとする。

## 第4章 加盟及び脱退等

### 第5条（加盟登録）

- (1) 本連盟に加盟を希望する団体又は個人は、加盟登録表に代表者その他必要事項を記入し、次条に定める加盟登録費と共に本連盟に提出しなければならない。この場合において、加盟を希望する団体は、事前又は事後に理事会の認証を受けるものとする。
- (2) 本連盟への加盟登録は、団体登録（団体に所属する者が団体代表者を通じて団体名と共に登録者名簿で登録する方法による登録をいう。以下同じ。）又は個人登録（団体に所属する者以外の者が個人名で登録する方法による登録をいう。以下同じ。）とする。

### 第6条（加盟登録費）

加盟登録費は、次のとおりとする。

- |        |      |            |
|--------|------|------------|
| ① 団体登録 | 1 団体 | 3, 0 0 0 円 |
|        | 1 人  | 1, 5 0 0 円 |
| ② 個人登録 | 1 人  | 2, 0 0 0 円 |

### 第7条（登録事項の変更）

本連盟に加盟した団体（以下「加盟団体」という。）又は個人（以下「加盟個人」という。）の登録事項に変更が生じたときは、加盟団体においては当該加盟団体の代表者が、加盟個人においては当該加盟個人が、速やかに書面をもって変更事項を届け出なければならない。

### 第8条（重複登録）

本連盟は、他のソフトテニス連盟に登録している者の加盟を認めない。但し、理事会の承認があったときは、この限りではない。

## 第9条（脱退）

加盟団体又は加盟個人は、いつでも本連盟を脱退することができる。

## 第10条

前条の場合のほか、加盟団体又は加盟個人は、次に掲げる事由によって脱退する。

- ① 加盟団体においては、解散
- ② 加盟個人においては、死亡
- ③ 除名

## 第11条（除名等）

- (1) 加盟団体又は加盟個人の除名は、正当な事由がある場合に限り、理事会の決議によってすることができる。
- (2) 前項の場合において、理事会は、除名の原因となる事実、除名を正当とする事由及び次条に定める弁明を加盟団体又は加盟個人がするときにおける弁明書の提出期限を、除名を受ける加盟団体又は加盟個人に書面をもって通知しなければならない。
- (3) 前項の通知は、弁明書の提出期限までに相当の期間をおいてされなければならない。

## 第12条（弁明）

- (1) 前項の定めに基づき除名を受ける加盟団体又は加盟個人が弁明をするときは、弁明を記載した書面（この規約において「弁明書」という。）を理事会に提出しなければならない。
- (2) 弁明をするときは、証拠書類等を提出することができる。

## 第13条（準用）

第9条ないし第12条（但し、第10条第1号を除く。）の規定は、団体登録に基づき登録した加盟団体の構成員たる個人の場合について準用する。

# 第5章 機 関

## 第1節 評議員会

### 第14条（評議員会の設置）

- (1) 本連盟に、評議員会を設置する。
- (2) 評議員会は、年1回、一定の時期に開催されるものとする。但し、必要に応じ、理事長が招集し開催することができる。

### 第15条（組織）

評議員会は、次条に基づき選出された評議員で組織する。

### 第16条（評議員の選出）

- (1) 評議員は、評議員選出年の前年12月末日における加盟団体の登録員数に応じ、当該加盟団体から次のとおり選出する。この場合において、その選出方法は、当該加盟団体の推薦によるものとする。

登録員数	評議員数
10名以下	2名
20名以下	3名
30名以下	4名
40名以下	5名
50名以下	6名
51名以上	7名

- (2) 新規又は年度の途中で登録した加盟団体における評議員の選出については、「評議員選出年の前年12月末日における加盟団体の登録員数」とあるのを、「団体登録時における加盟団体の登録員数」と読み替えて、前項の規定を適用する。

### 第17条（評議員の任期等）

- (1) 評議員の任期は、2年とする。但し、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (2) 年度の途中で登録した加盟団体より選出された評議員の任期は、他の評議員の残任期間と同一とする。
- (3) 評議員は、再任されることができる。

### 第18条（決議）

- (1) 評議員会の決議は、評議員の過半数が出席し、出席した評議員の過半数をもって行う。
- (2) 可否同数のときは、議長が決するところによる。

#### 第19条（議決権の代理行使）

- (1) 評議員は、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては、当該評議員又は代理人は、代理権を証明する書面を評議員会に提出しなければならない。
- (2) 前項の代表権の授与は、評議員会ごとにならなければならない。

#### 第20条（議長の権限）

評議員会の議長は、当該評議員会の秩序を維持し、議事を整理する。

### 第2節 理事会

#### 第21条（理事会の設置）

- (1) 本連盟に、理事会を設置する。
- (2) 理事会は、必要に応じ、理事長が招集し開催されるものとする。

#### 第22条（組織）

理事会は、次条に基づき選出された理事で組織する。

#### 第23条（理事の選出等）

理事は、第16条の定めに基づき選出された各加盟団体の評議員の中から、評議員会の承認に基づき、当該各加盟団体の登録員数に応じて次のとおり選出する。

登録員数	選出された評議員の内理事となる者の数
10名以下	1名
20名以下	1名
30名以下	2名
40名以下	2名
50名以下	3名
51名以上	4名

#### 第24条（理事の任期等）

- (1) 理事の任期は、2年とする。但し、補欠の理事の任期は、前任者の残任期間とする。
- (2) 年度の途中で登録した加盟団体より選出された理事の任期は、他の理事の残任期間と同一とする。
- (3) 理事は、再任されることができる。

#### 第25条（理事長）

- (1) 理事会に、理事長を置き、理事の互選により選任する。
- (2) 理事長は、会務を総理し、理事会を代表する。

#### 第26条（副理事長）

- (1) 理事会に、副理事長を置き、理事の互選により選任する。
- (2) 副理事長は、理事長を補佐する。
- (3) 理事長に事故があるときは、副理事長が、その職務を代理する。

#### 第27条（決議）

- (1) 理事会の決議は、理事の過半数が出席し、出席した理事の過半数をもって行う。
- (2) 可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### 第28条（議決権の代理行使）

- (1) 理事は、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては、当該理事又は代理人は、代理権を証明する書面を理事会に提出しなければならない。
- (2) 前項の代表権の授与は、理事会ごとにならなければならない。

#### 第29条（議長の権限）

理事会の議長は、当該理事会の秩序を維持し、議事を整理する。

## 第3節 役員

### 第30条（役員）

- (1) 本連盟に、次の役員を置く。
  - ① 会長 1名
  - ② 副会長 若干名
  - ③ 会計監査 2名
- (2) この規約の定めに基づいて選出された理事は、役員とする。
- (3) 理事の内2名を会計担当理事とし、理事の互選により選出する。
- (4) 理事会は、必要に応じ、顧問を委嘱することができる。

### 第31条（役員を選出等）

- (1) 役員（理事を除く。）の選出方法等については、次のとおりとする。
  - ① 会長 理事会の推薦により選出する。
  - ② 副会長 理事会の推薦により選出する。
  - ③ 会計監査 理事会の推薦により会長が委嘱する。
- (2) 役員（会計担当理事以外の理事を除く。）は、次の職務を行う。
  - ① 会長 本連盟を代表して本連盟の事務全般を総覧する。
  - ② 副会長 会長を補佐する。
  - ③ 会計 一切の会計業務を行う。
  - ④ 会計監査 会計の会計内容を監査する。
- (3) 会長に事故があるときは、副会長が、その職務を代理する。

### 第32条（役員任期）

- (1) 役員（理事を除く。以下この条において同じ。）の任期は、2年とする。但し、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。
- (2) 役員は、再任されることができる。

### 第33条（会長推薦による理事の選出）

- (1) 会長は、その推薦により、理事若干名を選出することができる。この場合において、理事を選出するには、評議員会の決議による承認を必要とする。
- (2) 前項の定めによって選出された理事の任期は、他の理事の残任期間と同一とする。

## 第6章 会計及び財政

### 第34条（会計の原則）

本連盟の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

### 第35条（会計年度）

会計年度は、毎年1月1日より始まり、その年の12月31日に終わるものとする。

### 第36条（財源）

本連盟を運営するのに必要な経費は、加盟登録費、事業収入及び寄付金をもって充てる。

### 第37条（会計報告）

会計担当理事は、会計監査終了後の評議員会において、決算報告をしなければならない。

## 第7章 専門部の設置

### 第38条（設置等）

- (1) 本連盟は、理事会の決議をもって各種専門部を置くことができる。
- (2) 各種専門部の構成、委員長を選出方法、所掌事務その他必要な事項については、理事会の規則で定める。

## 第8章 表彰

### 第1節 連盟功労者表彰

#### 第39条（趣旨）

本連盟は、年間を通してソフトテニスの普及発展、技術の向上及び組織の運営等に著しく貢献のあった者（以下「連盟功労者」という。）に対し、功労賞を贈る。

#### 第40条（対象者）

連盟功労者は、各加盟団体及び理事により功労顕著であるとして推薦された者から、次条に定める連盟功労者選考委員会が選出する。

#### 第41条（連盟功労者選考委員会の設置等）

- 1) 本連盟は、連盟功労者を選出するときは、第38条の規定にかかわらず、連盟功労者選考委員会を設置するものとする。
- 2) 連盟功労者選考委員会は、会長、理事長、副理事長、競技委員長及び普及指導委員長で組織する。
- 3) 連盟功労者選考委員会は、前条の推薦を受けた者の中から、第38条の趣旨に鑑み連盟功労者を選出するものとする。

### 第2節 優秀選手表彰

#### 第42条（趣旨）

本連盟は、年間を通して各種大会にて優秀な成績を収めるとともに、江戸川区を代表する選手として活躍し、本連盟の発展に多大な功績を上げた者（以下「優秀選手」という。）に対し、優秀選手賞を贈る。

#### 第43条（対象種目）

対象種目は、一般男女、シニア男子45、シニア男子55、シニア男子65、シニア男子70、シニア女子45、高校男女、中学男女とする。

#### 第44条（対象者等）

- 1) 優秀選手は、次の者の中から、次条に定める優秀選手選考委員会が選出する。
  - ① 各種対外大会において、江戸川区代表選手として優秀な成績を収めた者（全国大会、東日本大会、関東大会、東京都大会及び墨東五区大会入賞者）
  - ② 春秋区民大会、夏季選手権大会、インドア選手権大会及び江戸川フェスティバルにおいて、次に掲げる優秀な成績を収めた者
    - ア 優勝を2回以上した者
    - イ 優勝を1回、準優勝を2回以上した者
    - ウ 前号に掲げるもののほか、これに準ずるとして次条で定める優秀選手選考委員会にて推薦された者
- 2) 中学校における優秀選手の選出は、別途中体連と協議の上決定するものとする。

#### 第45条（優秀選手選考委員会の設置等）

- 1) 本連盟は、優秀選手を選出するときは、第38条の規定にかかわらず、連盟優秀選手選考委員会を設置するものとする。
- 2) 優秀選手選考委員会は、会長、理事長、副理事長、競技委員長及び普及指導委員長で組織する。
- 3) 優秀選手選考委員会は、前条の者の中から、第42条の趣旨に鑑み優秀選手を選出するものとする。

## 第9章 弔慰金

#### 第46条（弔慰金）

本連盟は、役員に次の各号の一に該当する事由が生じたときは、理事会の決議をもって当該各号に掲げる額の弔慰金を支出することができる。

- |                  |         |
|------------------|---------|
| ① 当該役員の死亡        | 20,000円 |
| ② 当該役員の配偶者又は子の死亡 | 10,000円 |
| ③ 当該役員の親の死亡      | 5,000円  |

#### 第47条（理事長による弔慰金支出の専決処分）

前条の規定にかかわらず、理事長は、その判断により、弔慰金の支出をすることができる。この場合において、理事長は、当該弔慰金の支出について、事後に理事会の承認を得なければならない。

## 第10章 規約改正

### 第48条（規約改正）

第18条第1項の規定にかかわらず、この規約を改正する決議は、評議員会において、評議員の過半数が出席し、出席した評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

### 附 則

この規約は、平成28年3月6日より施行する。